

犬や猫の飼い主の皆様へ あなたの飼い方は大丈夫ですか？



犬や猫の飼い方 あなたのマナーは大丈夫ですか？

ペットは私たちのパートナーとして、暮らしに潤いや安らぎをもたらしてくれます。しかしその一方で、人に危害を加えたり、悪臭を放ったりペットをめぐる苦情が寄せられるのも事実です。飼い主の皆様は、ルールとマナーを守りましょう。

犬や猫を捨てないで！

犬や猫などの愛護動物を捨てることは犯罪です。「動物の愛護及び管理に関する法律」で禁止され50万円以下の罰金が科せられることがあります。

家族の一員として最後まで飼い、仕方なく手放さなければならない場合は、責任を持って新たな飼い主を見つけてください。

フンの後始末をしっかりとしていますか？

犬の散歩中に、飼い主がフンの後始末をしないという苦情も寄せられます。

フンの後始末は、飼い主の最低限のマナーです。犬の散歩には、必ずフンを入れる袋や容器を持って出掛け、飼い主が責任を持って行いましょう。

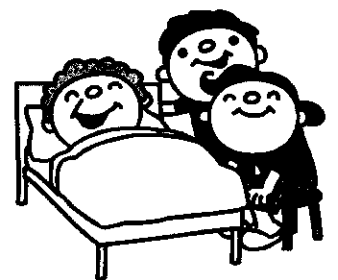
猫の飼い方…室内飼いをしましょう

猫の放し飼いは、交通事故に遭ったり、けんかで病気を移される危険があります。猫は、外が眺められる窓辺や隠れることができる場所、上下に移動できる場所があれば室内で飼うことができます。

また、飼い主が気付かなくても、他の家の敷地にフンをしたり、庭や畑を荒らしたりするなど、迷惑を掛けていることが多く、苦情の対象になっています。地域の方々が気持ちよく暮らせるよう、きちんとしつけましょう。

問合せ先 環境対策課環境保全係 ☎2213

紙おむつ 無料支給



対象世帯 在宅のねたきり高齢者または、認知症高齢者のいる世帯で次の要件を満たすもの

支給時期 9月中旬

支給要件 市民税非課税世帯であって要介護度4相当以上のねたきり高齢者等を現に在宅で介護している家族

※おむつを使用する方が非課税でも、介護しているご家族が課税世帯の場合は対象となりません。

支給種類 パンツタイプ、パンツタイプ＋尿取パッド（昼用＋夜用）、テープ止めタイプ、テープ止めタイプ＋尿取パッド（昼用＋夜用）、尿取パッド（昼用＋夜用）などの中から1種類を選択

申請期限 8月17日（金）まで
※申請件数により支給枚数に変動がありますのでご了承ください。

申請・問合せ先

健康増進課介護保険係

☎22077